

河川法

1. 案内情報

- 手続名 : 河川予定立体区域における行為の許可
- 手続根拠 : ・河川法第58条の6第1項
・河川法施行規則第33条の7
- 手続対象者 : 河川予定立体区域において土地の形状を変更する行為、
工作物の新築又は改築等を行おうとする者
- 提出時期 : 土地の形状変更等を行おうとする時
- 提出方法 : 河川法施行規則第33条の7に定める申請書及び添付図
書を作成し、当該河川予定立体区域を管理する地方整備
局等の事務所又は都道府県の担当部局に提出して下さい。
- 手数料 : 無し
- 添付書類・部数 : 河川法施行規則第15条又は第16条に記載する図書
河川法施行規則別表第二に掲げる部数の写し
- 申請書様式 : 河川法施行規則別記様式第八の(甲)及び(乙の4)又
は(乙の5)の様式
- 記載要領・記載例 : 申請書の提出先となる各地方整備局等の事務所又は都道
府県の担当部局にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

提出先・相談窓口 :

(河川管理者が国土交通大臣の場合)

北海道開発局建設部建設行政課	011-709-2311 (内線5349)
東北地方整備局河川部水政課	022-225-2171 (内線3566)
関東地方整備局河川部水政課	048-601-3151 (内線3566)
北陸地方整備局河川部水政課	025-233-5469 (内線3566)
中部地方整備局河川部水政課	052-953-8119 (内線3566)
近畿地方整備局河川部水政課	06-942-1141 (内線3566)
中国地方整備局河川部水政課	082-227-1066 (内線3566)
四国地方整備局河川部水政課	087-851-8061 (内線3566)
九州地方整備局河川部水政課	092-476-3450 (内線3566)

(河川管理者が都道府県知事の場合)

各都道府県の場合は土木部河川課等

受付時間 : 提出先にお問い合わせ下さい。

相談窓口 : 上記問い合わせ先

3. 手続情報

- 審査基準 : 行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定
等について(平成6年9月30日建設省河政発52号)

標準処理期間： 3ヶ月

不服申立方法： 行政不服審査法の規定による。